

緑地保存協定書

_____を甲とし、柏市を乙とし、柏市緑を守り育てる条例（平成7年柏市条例第23号。以下「条例」という。）第11条第2項の規定により、甲乙間において、次の条項により緑地保存協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が所有又は管理をする末尾記載の土地の緑化を推進することにより、公害又は災害の防止その他生活環境の維持向上を図ることを目的とする。

（責務）

第2条 甲は、前条に規定する目的を達成するため、条例第11条第1項に規定する緑化計画書に基づき施工した緑地の適切な維持管理に努めるとともに、当該緑地内の樹木が枯死又は滅失をしたときは、新たに当該樹木の植栽を行うものとする。

2 乙は、前項の規定による緑地の維持管理に関し、甲から必要な技術指導を求められたときは、積極的に甲に協力するものとする。

（緑地の管理）

第3条 甲は、緑地の維持管理に関する管理者を定めたときは、速やかに書面により乙に届け出るものとする。当該管理者の変更が生じたときも、同様とする。

（協定の変更の申出）

第4条 甲は、この協定の変更をしようとするときは、事前に書面により乙に申し出るものとする。

（履行の確保）

第5条 甲は、乙が緑化計画の履行状況に関する報告及び立入り調査を求めたときは、これに応じなければならない。

（勧告等）

第6条 乙は、甲がこの協定を履行しないとき又は甲がこの協定に違反したときは、必要な改善措置を勧告することができる。

2 甲は、乙から前項の規定による勧告を受けたときは、当該勧告を受けた日から起算して30日以内に当該勧告に係る事項を実施し、及び完了しなければならない。

（協定の継承）

第7条 甲は、末尾記載の土地の譲渡等により当該土地の所有者又は管理者が変更になるときは、この協定により生じる権利及び義務を継承させなければならない。

2 甲は、前項の規定によりこの協定により生じる権利及び義務を継承させたときは、速やかにその旨を乙に書面により通知するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から10年間とする。ただし、当該有効期間が満了する日前までに甲から何らの申出がないときは、この協定は、さらに10年間継続されるものとする。

（疑義の決定等）

第9条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和 年 月 日

（事業者）

甲

印

乙

柏市柏五丁目10番1号

柏市

柏市長 太田和美 印

【A 3 両面印刷 裏面】

土地の表示

所 在	地 番	地 積
柏市		m ²
合 計		m ²

緑化率，植栽本数

敷地面積	緑地面積	緑化率	植 栽 本 数		
			高木	中木	低木
m ²	m ²	%	本	本	本